

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
3月30日
(金曜日)

目 次

規則

山口県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………二

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)……………二

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則(人事課)……………三

山口県予算規則の一部を改正する規則(財政課)……………五

山口県立スポーツ交流公園規則を廃止する規則(地域政策課)……………六

行政書士法施行細則の一部を改正する規則(市町課)……………六



山口県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十二号

山口県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則

山口県特別職報酬等審議会規則(昭和四十一年山口県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十三号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則(昭和三十六年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一組織上の職の表本庁に関する部分中、「、同次長」を削り、同表出先機関に関する部分中、「、場長」を削り、別表第一業務上の職の表を次のように改める。

業 務 上 の 職	法令で設置されている職
主事、技師、統括班長、班長、専門研究員、研究員、教官、専門学芸員、芸員、講師、児童指導員、保育士、職業訓練指導員、医師、歯科医師、薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技師、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技術士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、栄養士、看護師、准看護師、環境衛生監視員、温泉監視員、精神保健福祉職、精神保健福祉相談員、食鳥検査員、航海士、機関士、船員、水産普及指導員、道路監視員、分任出納員、会計員、運転士長、守衛長、副守衛長、調理長、主任技術員、主任運転士、主任技能員、主任電話交換員、主任ボイラー技師、主任養殖員、主任衛生主任畜産員、技術員、主任農場技師、電話交換員、ボイラー技師、養殖員、守衛、畜産員、調理員、農場病棟員	社会福祉主事、身体障害者福祉司、児童福祉司、知的障害者福祉司、児童福祉司、女性判定員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、栄養指導員、環境衛生員、食料衛生監視員、医療監視員、薬事監視員、と畜検査員、犬病予防員、麻薬取締員、漁業監督員、農業普及指導員、小作主事、地方種畜検査委員、家畜防疫員、林業普及指導員、森林害虫防除員、建築主事、建築監視員、出納員

別表第一の備考中1を削り、2を1とし、同備考3中「業務上の職の表のうち上欄に掲げる職員は、当該中欄」を「職員は、業務上の職の表の上欄」に改め、同備考中3を2とし、4を削る。

別表第二の一の表本庁の項中「の事務を総理し」を「又は同の事務を総理し」に、

「

局	次	次	長
---	---	---	---

を「

部	次	長
---	---	---

に改め、「又は局長」を削り、同表出先機

関の項中「山口県花き振興センター」を「山口県農林総合技術センター農業技術部花き振興センター」に改め、

場	長
---	---

を削り、別表第二の二の表統計主事の項

を削り、教官の項の次に次のように加える。

専門学芸員	上司の命を受け、美術館の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について特に高度の専門的事項をつかさどる。
学芸員	上司の命を受け、美術館の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

別表第二の二の表通訳の項、身体障害者判定員の項、知的障害者判定員の項及び児童

相談員の項を削り、同表中

「

衛生検査技師

を「

衛生検査技師

に改め、診療工

ツクス線技師の項、物療技士の項、看護助手の項及び船長の項を削り、

「

機	関	長
---	---	---

を「

機	関	士
---	---	---

に改め、

「

通	信	長
通	信	士

船舶の無線電信による通信に関する業務に従事する。」を削り、

病虫害発生予察員の項及び種畜検査員の項を削り、

「

ボイラー技士

（ボイラー取扱主任者に限る）ボイラーの取扱いに関する業務に従事する。」を削り、

主任機械操作員の項、主任電気整備員の項、主任道路巡視員の項、機械操作員の項、電気整備員の項及びび道路巡視員の項を削る。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四十四号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年山口県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「主任機械操作員」、「主任電気整備員」、「主任道路巡視員」、「機械操作員」、「電気整備員」及び「道路巡視員」を削る。

別表第二の一級の項中「

森野藤吉

」、「

山崎藤吉

」及び「

山崎藤吉

」を削り、同表四級の項中「

山崎藤吉

」、「

山崎藤吉

」及び「

山崎藤吉

」を削る。

別表第四中

1	第 17 号
1	第 9 号

 を

1	第 21 号
1	第 13 号

 に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（在職者の号給の調整）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員の施行日における号給は、施行日以後に新たに職員となった者との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、施行日の前日において当該職員が受けていた号給の一号給上位の号給とすることができる。

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十五号

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十九年山口県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四の七級の項及び六級の項並びに別表第五の七級の項及び六級の項中「環境保健研究センター所長」を「環境保健センター所長」に改め、「、農業試験場場長、畜産試験場場長」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十六号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則（昭和四十六年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中1の項及び1の2の項を削り、1の3の項を1の項とし、5の項の次に次のように加える。

5の1	総合政策部広報聴取に勤務する職員で外来者の応接の業務に従事するもの（女）	制	服（上）	3年	
2	同上	”	（下）	3年	
5の3	総合政策部秘書課に勤務する職員で秘書の業務に従事するもの（女）	制	服（上） （下）	3年 3年	

別表第一の8の項中「山口県きららスポーツ交流公園管理事務所」を「山口きらら博記念公園管理事務所」に改め、同表3の項を次のように定める。

13	制	除
----	---	---

別表第一の16の項中「山口県環境保健研究センター」を「山口県環境保健センター」に改め、同表30の3の項の次に次のように加える。

30の4	山口県農林水産部技術センターに勤務する職員	農業（畜産）に関する試験に従事するもの	白 衣 作業服（上）（冬用） ”（”）（夏用） ”（下）（冬用） ”（”）（夏用） 防 寒 衣 ジャケット	2年 3年 3年 3年 3年 4年 2年	
		大豆、麦、原産の生糸及び配布する種等の原産及び配布するもの	白 衣 作業服（上）（冬用） ”（”）（夏用） ”（下）（冬用） ”（”）（夏用） 防 寒 衣 雨が っ ぱ ジャケット 下 足 袋	2年 2年 2年 2年 2年 4年 3年 1年 1年	専ら屋外業務に従事する職員に限る。
		畜産に関する試験、又は人の業務に従事するもの	白 衣 作業服（上）（冬用） ”（”）（夏用）	1年 2年 2年	試験研究の業務に従事する職員に限る。

別表第一の37の項を次のように改め²⁶。

37	制 除	
----	-----	--

別表第一の40の項を次のように改め²⁷。

40	制 除	
----	-----	--

別表第一の38の項を「出納局物品管理課」及び「会計管理局物品管理課」以外の「回架
 50の項を「山口県環境保健センター」及び「山口県環境保健センター」以外の「回架
 53の項を「又は診療エックス線技師」及び「回架50の項を「栄養士」及び「栄養指導員
 又は栄養士」以外の「回架53の項を「看護師」及び「看護師又は准看護師」以外の「回架
 56の項を次のように改め²⁸。

	林業に関する 育種業務に従 事するもの	作業服(上)(冬用) " (") (夏用) " (下)(冬用) " (") (夏用) 防寒衣 ゴム長ぐつ	3年 3年 3年 3年 4年 2年			草地の管理又は入牧 牛の育成の業務に従 事する職員に限る。 人牧牛の育成の業務 に従事する職員に限 る。
	森林及び林業 に関する研修す る業務にに従事す るもの	作業服(上) " (下) 防寒服衣 安全ぐつ	3年 3年 3年 4年 3年			
	その他の職員 (他の項の規 定により被与 する職員の 除く。)	作業服(上) " (下) 防寒衣	3年 3年 4年			専ら森林及び林業に 関する屋外業務に限 る職員に限る。

別表第一中32の項を削じ、32の2の項を32の項とし、同表35の項を次のように改め²⁹。

35	制 除	
----	-----	--

別表第一の37の項を次のように改め³⁰。

56	運転士、技師、 主任運転士、 主任技術士 又は主任技師 の職務にある 職員	道路の巡視の 業務に従事す るもの	作業帽 保安帽 作業服(上)(冬用) " (") (夏用) " (下)(冬用) " (") (夏用) " (") (夏用) 防寒衣 雨がっぱ 布ぐつ ゴム長ぐつ 安全ぐつ	2年 4年 2年 2年 1年 1年 2年 1年 1年 2年	
	その他の職員 (他の項の規 定により被与 する職員の 除く。)	作業服(上)(冬用) " (") (夏用) " (下)(冬用) " (") (夏用) ゴム長ぐつ 作業服(上)(冬用) " (") (夏用)	3年 3年 3年 3年 1年 2年		

	“(下)(冬用)1年6月	道路の維持管理の業務に従事する職員に限る。
”	“(夏用)1年6月	
防 寒 衣 着 が つ ば	4年	
布 巾 着 ぐ っ	3年	
布 巾 着 ぐ っ	1年	2着貸与する。
布 巾 着 ぐ っ	1年	
布 巾 着 ぐ っ	1年	

別表第一の57の項中「副守衛長」を「副守衛長、主任守衛」と改め、同表58の項を次のように改める。

58 調理長、主任調理員又は調理員の職にある職員	帽子又は三角巾 調理服(上) ”(下) ” 制 前 掛 布 巾 着 ぐ っ 布 巾 着 ぐ っ	1年 1年 1年 1年 1年 9月	2着貸与する。

別表第一の63の項を次のように改める。

63 制 除	
-----------	--

別表第一の64の項中「電話交換員」を「主任電話交換員又は電話交換員」と改め、同表65の項を次のように改める。

65 制 除	
-----------	--

別表第一の66の項中「ボイラー技士」を「主任ボイラー技士」と改め、「(ボイラー取扱主任者を除く。）」を削ぐ、同表67の項中「養殖員」を「主任養殖員又は養殖員」と改め、同表68の項中「畜産員又は」を「主任畜産員、主任農場員、畜産員又は、」と改め、「草地業務」と「草地の管理の業務」を「主任畜産員又は畜産員に、」と改め、同表69の項を次のように改める。

69 制 除	
-----------	--

別表第一の70の項中「病棟員」を「主任病棟員又は病棟員の職にある職員」と改める。

別表第二の職名の欄中の「山口県環境保健研究センター」を「山口県環境保健センター」と、「ボイラー技士」を「主任ボイラー技士」と改め、「(ボイラー取扱主任者を除く。）」を削ぐ、「養殖員」を「主任養殖員又は養殖員」と改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

山口県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十七号

山口県予算規則の一部を改正する規則

山口県予算規則(昭和三十九年山口県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「及び局長、山口県出納局長」を、「山口県会計管理局長」に、「並びに」を「及び」に改める。

第三条第二項並びに第四条第一項及び第三項中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

第五条第一項中「総務部長」を「総合政策部長」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第二項中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

第六条及び第七条中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。
第九条中「総務部長」を「総合政策部長」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十二条第一項中「総務部長」を「総合政策部長」に改め、同条第二項中「総務部長」を「総合政策部長」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第四項中「行なわれた」を「行われた」に改める。

第十三条第三項中「行ない」を「行い」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。
第十四条第二項及び第十五条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。
第十七条第一項、第十八条及び第十九条第三号中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

第十九条の二の見出しを、「(流用の手続)」に改め、同条第二項中「行ない」を「行い」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。
第二十条第二項中「行ない、総務部長」を「行い、総合政策部長」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「行ない」を「行い」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。
第二十六条中「総務部長」を「総合政策部長」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。
第二十七条中「出納長」を「会計管理者」に、「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

第二十八条中「総務部長」を「総合政策部長」に、「行なう」を「行い」に改める。
第三十条中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

附 則
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県立スポーツ交流公園規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十八号

山口県立スポーツ交流公園規則を廃止する規則

山口県立スポーツ交流公園規則(平成十四年山口県規則第八十号)は、廃止する。
附 則
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日印刷
平成十九年三月三十日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十九号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和三十四年山口県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。
第一条中「昭和二十六年総理府令第五号」の下に「。以下「府令」という。」を加える。

第十一条中「第十三条第一項」を「第十三条の二十二第二項」に改める。
第十三条中「法第十七条第一項」を「府令第十七条の二第一項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 府令第十七条の二第二項第三号の知事の定める事項は、会員の登録番号及び登録年月日とする。
別記第三号様式の二の表中「職氏名」を「氏名」に改める。
別記第五号様式の表中「職名」を削ぎ、「第13条第1項」を「第13条の22第1項」に改め、同様の表中「第13条」を「第13条の22」に、「当該職員に行政書士」を「当該職員に行政書士又は行政書士法人」に、「関係書類」を「関係書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」に、「は、当該職員」を「は、当該職員」に「を」を

「 3 当該職員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する
証票を関係者に提示しなければならない。」
を

「 3 当該職員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する
証票を関係者に提示しなければならない。」
を
「 3 当該職員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する
証票を関係者に提示しなければならない。」
に改める。
(第4項省略)

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条、第十二条及び第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。